

令和7年4月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件  
(うち石油ストーブ(開放式)1件、  
開放式ガス瞬間湯沸器(LPGガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 8件  
(うち水槽用ろ過器1件、扇風機1件、電子レンジ加熱式湯たんぽ1件、  
電気ケトル1件、フードミキサー(ブレンダー)1件、  
空気清浄機(加湿機能付)1件、GPS端末(充電式)1件、  
接続箱(太陽光発電システム用)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 荒木、別所、上田

電話: 03(3507)9204(直通)

URL: <https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401284	令和7年3月6日	令和7年3月27日	石油ストーブ(開放式)	SX-1800DX	株式会社コロナ	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、建物1棟を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	製造から35年以上経過した製品
A202401285	令和7年3月20日	令和7年3月27日	開放式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	PH-5BN	株式会社パロマ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401286	令和7年2月27日	令和7年3月27日	水槽用ろ過器	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福島県	令和7年3月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月12日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202401287	令和7年2月11日	令和7年3月27日	扇風機	火災	当該製品を延長コードに接続して使用中、ブレーカーが作動したため、ブレーカーを入れ直したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山形県	令和7年2月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年2月27日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202401288	令和6年12月29日	令和7年3月27日	電子レンジ加熱式湯たんぽ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月17日
A202401289	令和6年11月20日	令和7年3月27日	電気ケトル	火災	当該製品を使用中、壁コンセントから発火する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和6年12月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202401290	令和7年1月7日	令和7年3月27日	フードミキサー(ブレンダー)	火災	当該製品をコンセントに接続したところ、当該製品のプラグ部及び本体とコードの接続部を溶融する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月9日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401291	令和7年2月21日	令和7年3月27日	空気清浄機(加湿機能付)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月21日
A202401292	令和6年8月25日	令和7年3月28日	GPS端末(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和6年9月12日に消費者安全法の重大事故等(GPS装置)として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月21日
A202401293	令和7年3月22日	令和7年3月28日	接続箱(太陽光発電システム用)	火災	異音及び発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし